

太田市家庭用防犯カメラ購入助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とし、市内の戸建て住宅（借家を除く。）に家庭用防犯カメラ（犯罪の予防を目的として屋外に固定して設置される住宅の敷地内を撮影する装置で、映像を記録する機能を有するものをいう。以下「防犯カメラ」という。）を設置する者に対し、太田市家庭用防犯カメラ購入助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防犯カメラ及びその付属品（以下「防犯カメラ等」という。）の購入費
- (2) 防犯カメラの設置に要する費用

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。

2 助成金は、予算の範囲内において交付する。

3 助成金の交付は、一の世帯につき一の年度1回に限るものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太田市家庭用防犯カメラ購入助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ等の購入に関する領収書の写し（宛名、商品名、購入金額、購入日及び販売店名等が記載されているもの。）

(2) 防犯カメラ等の設置工事に関する領収書の写し及び設置後の写真

2 前項に規定する手続は、太田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年太田市条例第278号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し、申請者が申請に必要な事項を入力して送信する方法によっても、行うことができる。

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条の申請内容を確認し、当該申請が適正であると認めたときは、助成金を交付する。

（助成金の取り消し）

第7条 市長は、申請者が不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたときは、助成金の交付を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。